令和８年（フ）第１０９３号
仙台市太白区あすと長町４丁目３番58―903号
債務者　笠原　一弘
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１６７号
仙台市若林区南小泉４丁目12番５号　トゥインクルコート南小泉Ⅰ番館101
債務者　長谷川美波
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１３９号
宮城県石巻市大街道西１丁目12番64号　市営大街道西第一復興住宅203号
債務者　菊田　雄二
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１５４号
宮城県石巻市流留字内田78番地２　サンライズＮａｇａｒｕＡ号
債務者　山本　真也
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１６２号
宮城県石巻市蛇田字新東前沼93番地２　エスペロ東前沼205号、前住所宮城県石巻市新橋３番11号　コーポ・ステーション205号
債務者　高橋　隆之
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第２４５号
秋田市濁川字後田65番地19　ロイヤルプラザⅢ203号
債務者　鈴木　瑠香
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３６号
福島県南相馬市原町区北原字東原110　北原アパート301号、住民票上の住所福島県郡山市島二丁目36番２号
債務者　遠藤ますみ
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福島地方裁判所相馬支部

令和８年（フ）第４８号
千葉県館山市北条264番地の６　川上住宅東南棟
債務者　重田　文雄
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和８年（フ）第１４６６号
東京都八王子市子安町１丁目20番16号メイプルコート402号
債務者　橘　　雄吾
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６６３号
東京都八王子市滝山町１丁目621番地１アイダッシュⅠ302号
債務者　須崎　　賢
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８２１号
東京都西多摩郡日の出町大字大久野496番地２
債務者　増田　貴志
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８９４号
東京都町田市原町田６丁目24番４号ビアンコネロマチダ902
債務者　木村　　悟
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９７０号
東京都福生市大字福生2034番地中野マンション301号室
債務者　村瀬　美穂
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第４６６号
新潟市江南区砂岡２丁目８番71号
債務者　桑原　渚紗
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６４号
山梨県甲斐市中下条1815番地２
債務者　山田　聖峰
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６５号
山梨県甲斐市中下条1815番地２
債務者　山田奈津子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２８２号
山梨県甲斐市竜王新町1005番地　飯沼住宅６号
債務者　小林　昭一
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係